

衛星リモセン法における装置・記録に係る基準等と衛星リモートセンシングデータの利活用の推進に関する基本的考え方について

平成 29 年 11 月 9 日
宇宙開発戦略推進事務局

1. 工程表等における位置付け

宇宙基本計画工程表(平成 28 年度改訂)において、「衛星リモートセンシング関連政策に関する方針(規制と振興に関する方針)を取りまとめる」こととされている(工程表 8(地球観測衛星事業に必要な制度整備等の検討)及び工程表 42(リモートセンシングに関する法制度))。

また、これを受け、本年 6 月の「宇宙政策委員会 中間取りまとめ(平成 29 年度)」において、「衛星リモセン法における装置・記録に係る基準等や衛星リモートセンシングデータの利活用の推進に関する基本的考え方を示した『衛星リモートセンシング関連政策に関する方針(規制と振興に関する方針)』を衛星リモセン法の施行時期を踏まえつつ、平成 29 年中に取りまとめる」こととされている。

本文書は、このような要請を受け、「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」(以下「衛星リモセン法」という。)の施行(本年 11 月 dd 日を予定)を受けた規制の観点だけでなく、宇宙政策委員会における宇宙利用産業の振興に係る議論も踏まえながら、改めてこれらの基本的考え方を整理したものである。

2. 規制と振興のバランスに関する基本的考え方

衛星リモートセンシングに関する規制と振興に係る施策の実施に当たっては、衛星リモートセンシング装置の使用により生み出された価値を利用する諸活動の健全な発達が確保されるよう適切な配慮をするなど、そのバランスに十分配慮することが重要である。

3. 衛星リモセン法における装置・記録に係る基準等に関する基本的考え方

(1) 装置・記録に係る基準の内容

衛星リモセン法は、昨年 11 月に成立・公布され、同法の規制対象となる衛星リモートセンシング装置(以下「衛星リモセン装置」という。)及び衛星リモートセンシング記録(以下「衛星リモセン記録」という。)に係る基準等については、本年 8 月に公布・施行された「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則」(内閣府令)(以下「規則」という。)

において規定されている。
その内容は、以下のとおりである。

衛星リモセン装置に係る基準（規則第2条）

センサーの区分	基準
光学センサー	対象物判別精度が 2m 以下のもの
SAR センサー	対象物判別精度が 3m 以下のもの
ハイパースペクトル センサー	対象物判別精度が 10m 以下かつ検出 できる波長帯が 49 を超えるもの
熱赤外センサー	対象物判別精度が 5m 以下のもの

衛星リモセン記録に係る基準（規則第3条）

センサーの区分	生データの基準	標準データの基準
光学センサー	対象物判別精度が 2m 以下かつ記 録されてから 5 年以内のもの	対象物判別精度が 0.25m 未満のもの
SAR センサー	対象物判別精度が 3m 以下かつ記 録されてから 5 年以内のもの	対象物判別精度が 0.24m 未満のもの
ハイパースペクトル センサー	対象物判別精度が 10m 以下かつ検 出できる波長帯が 49 を超え、かつ 記録されてから 5 年以内のもの	対象物判別精度が 5m 以下かつ検出 できる波長帯が 49 を超えるもの
熱赤外センサー	対象物判別精度が 5m 以下かつ記 録されてから 5 年以内のもの	対象物判別精度が 5m 以下のもの

（2）基準の基本的考え方

上記の基準に関する基本的考え方は以下のとおりである。

衛星リモセン装置に係る基準の考え方

衛星リモセン記録は衛星リモセン装置の使用により得られるものであり、衛星リモセン装置に係る規制は、いわば情報の入り口を管理するものである。このため、衛星リモセン装置に係る基準については、他国との緊密な連携を確保する観点も踏まえ、本法と同様の法制度を有する諸外国の例を参考に設定している。

衛星リモセン記録に係る基準の考え方

衛星リモセン記録に係る規制は、記録の利活用に直結するものである。このため、衛星リモセン記録に係る基準の設定については、衛星リモセン法が定める、衛星リモセン装置の使用により生み出された価値を利用する

諸活動の健全な発達の確保に適切に配慮する観点がより重要である。

具体的には、

- ア センサーの技術的な情報や観測条件等の機微な情報を内包する「生データ」については、規制対象装置に由来するものは、装置の使用期間を目安とした一定期間は、すべて規制の対象としている。
- イ 加工により機微な情報が失われた「標準データ」については、諸外国の基準や流通実態等を反映して基準を設定している。

(3) その他

このほか、規則においては、衛星リモセン記録の安全管理のための措置についても定めている（規則第7条）。当該措置の内容については、情報管理に関する基本的な措置に加え、記録の加工など衛星リモセン記録の特性を踏まえたものとする、との基本的考え方により定めている。

4. 衛星リモートセンシングデータの利活用の推進に関する基本的考え方

本年5月には、我が国の宇宙産業の目指すべき基本的な方針を定めた「宇宙産業ビジョン2030」（以下「ビジョン」という。）が取りまとめられた。

ビジョンにおいては、衛星リモートセンシングデータ（以下「衛星リモセンデータ」という。）の利活用の推進に向け、ユーザーニーズに沿った衛星リモセンデータの供給及び衛星リモセンデータの活用事例の創出・普及の2点を重視している。併せて、これらを促進する人材育成等の基盤整備についても重要である。

それぞれに関する基本的考え方は以下のとおりである。

(1) ユーザーニーズに沿った衛星リモセンデータの供給に関する基本的考え方

衛星リモセンデータの供給に当たっては、当該データが最大限ユーザーにとって有益となるよう、以下の点を重視すべきである。

ユーザー視点での衛星リモセンデータの提供

- ① ユーザーが時系列に沿って比較することが可能な衛星リモセンデータの提供
- ② ユーザーの安定的な将来投資を確保するための将来にわたる安定的な衛星リモセンデータ供給の担保
- ③ ユーザーニーズが衛星開発にフィードバックされる仕組みの構築

衛星リモセンデータの利用環境整備

- ④ 衛星リモセンデータの所在の明確化
- ⑤ 政府系衛星リモセンデータのオープン＆フリー化

- ④ コンピューティングリソースや解析ツールを利用可能なプラットフォームの整備

(2) 先進的な利用事例の創出・普及に関する基本的考え方

先進的な衛星リモセンデータの利用事例の創出・普及に当たっては、先進的な事例を創出するとともに、有効な取組みを国民に広く周知していく観点から、以下の点を重視すべきである。

衛星リモセンデータの利用事例の創出

- ④ 非宇宙分野のプレイヤーの取り込み・マッチング
 - ② 新産業・サービス創出に関心をもつ企業・個人・団体等の様々なプレイヤーが集う「場」としての役割を担うとともに、参加する企業等を積極的に支援・コーディネート（S-NET）。
- ④ アイデア発掘・事業化支援
 - ② ビジネスアイデアコンテストを通じた新たなアイデアの発掘と、ビジネス化支援による事業創出（S-Booster）。
- ④ 衛星リモセンデータの有用性の検証・明確化
 - ② 非宇宙分野のプレイヤーも巻き込みつつ、分野毎に課題やニーズを吸い上げ、地上データを組み合わせてソリューションを開発する事業者と、ソリューションを使うユーザー（国や地方自治体等を含む）が一体となって取り組む（モデル実証）。

衛星リモセンデータの利用事例の普及

- ④ 有効な取組の国民への周知
 - ② 既に衛星リモセンデータ等を用いて実績を上げているベストプラクティスの表彰を通じて、潜在ユーザーへと働きかけ、利活用の裾野を拡大（政府による顕彰）。
 - ② ホームページやセミナー等による情報発信

(3) 衛星リモセンデータ利用を支える基盤整備

将来にわたり継続的に社会で幅広く衛星データの利活用を進める観点から、以下の点に特に留意すべきである。

- ④ ソリューション開発に欠かせない AI、ビッグデータ解析に長けた人材の育成、取り込み
- ④ 教育現場での衛星データの活用の紹介など、衛星データに触れる機会の拡大
- ④ 衛星データ利用に関する海外との連携や、留学生の教育を通じた衛星デ

ー夕の海外での利活用の推進

なお、衛星リモセンデータを活用したビジネスの創出に向けては、政府のリモセン衛星だけでなく、今後は一層民間事業者が運用する衛星から得られるリモセンデータを活用することも不可欠である。こうした観点から、国や地方自治体等が積極的に民間事業者の衛星リモセンデータを活用することも重要である。

5．見直し等

衛星リモセン法は、法律の施行後 5 年を経過した場合の施行状況についての検討等を規定している。衛星リモートセンシングをめぐる世界的な動向、技術進歩、ビジネスモデルの変容等の環境変化は早く、上に示した基本的考え方について早急な見直しが必要となることも想定される。このため、これらの考え方については 5 年を目途にしつつも、環境変化等を踏まえ、必要となった場合には機動的に見直していく。

以 上